佐世保工業高等専門学校実習工場規程

（平成２５年２月１４日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、佐世保工業高等専門学校学則第６条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校実習工場（以下「実習工場」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　実習工場は、専門学科共通の実習教育に必要で、且つ安全安心な設備・環境を整備し、実践的技術者養成の支援を行うことを目的とする。

（施設）

第３条　実習工場の施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　機械エリア

二　工場ＣＡＭ室

三　ものづくりエリア

四　溶接鍛造エリア

五　鋳造エリア

（業務）

第４条　実習工場は、第２条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一　実習工場の施設・設備の維持・管理に関すること

二　本校の学生・教職員に対する技術教育及び研究支援に関すること

三　地域社会との連携に基づく技術協力に関すること

四　その他実習工場の目的達成に必要な業務に関すること

（組織）

第５条　実習工場に、次の各号に掲げる職員を置く。

一　実習工場長

二　実習工場主任

三　実習工場副主任

四　技術室第３技術班所属職員

五　その他校長が必要と認めた者

（実習工場長）

第６条　実習工場長は、機械制御工学科長をもって充てる。

２　実習工場長は、実習工場の業務を掌理する。

（実習工場主任）

第７条　実習工場主任は、機械制御工学科に所属する教員の中から実習工場長が選任する。

２　実習工場主任は、実習工場長の業務を補佐する。

３　実習工場主任の任期は、１年とし、再任を妨げない。

（実習工場副主任）

第８条　実習工場副主任は、技術室第３技術班班長をもって充てる。

２　実習工場副主任は、実習工場主任の業務を補佐する。

（雑則）

第９条　この規程に定めるもののほか、実習工場の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月４日一部改正）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。